

# 介護保険って どんな保険？

## 介護保険で受けられるサービス

サービスの名称	サービスの内容
訪問介護	ホームヘルパーが家庭を訪問して、介護や家事の援助をします。
訪問入浴	介助者による自宅浴槽での入浴サービス、浴槽を積んだ入浴車での訪問入浴をします。
訪問看護	看護婦などが家庭を訪問して、医師の指示に基づいて医療措置などをします。
訪問リハビリテーション	理学療法士や作業療法士などが家庭を訪問して、必要なリハビリテーションをします。
通所リハビリテーション	介護老人保健施設や病院などにおいて、必要なリハビリテーションをします。
居宅療養管理指導	医師、歯科医師、薬剤師などが家庭を訪問して、療養上の管理や指導をします。
日帰り介護	日帰り介護施設において、入浴、食事、機能訓練などをします。
短期入所生活介護	介護者の一時的な理由で介護が困難になったとき、介護施設で短期間お世話します。
短期入所療養介護	心身機能の維持回復などのために、介護老人保健施設などで看護、医学的管理下における必要な医療、日常生活でのお世話をします。
痴呆対応型共同生活介護	痴呆のために介護を必要とするかた10人前後を、共同生活できる住居で介護します。
有料老人ホームなどにおける介護	有料老人ホーム、ケアハウスなどに入所している要介護者について、介護サービス計画に基づいて日常生活でのお世話をします。
福祉用具の貸与、購入費の支給	ベッド、車いす、移動用リフトなどを貸し出すほか、特殊尿器などの購入費を支給します。
住宅改修費の支給	手すりの取り付けや、段差の解消などの費用を支給します。
居宅介護（支援）サービス計画費	介護を必要とするかたの意向をふまえ、本人に適したサービス計画を作成し、確実に利用できるように介護サービス提供機関との連絡や調整を行います。
施設サービス	特別養護老人ホーム入居者に、施設サービス計画に基づいて日常生活での世話、機能訓練、健康管理などをします。
施設サービス	老人保健施設入所者に、施設サービス計画に基づいて看護、医学的管理下における介護及び機能訓練などのお世話をします。
施設サービス	療養型病床群などの入所者に、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理下における介護及び機能訓練などのお世話をします。

※施設サービスは要介護者が対象です。要支援者は施設入所ができません。

## サービスの内容は

「介護が必要」と認定されると本人や家族の意志に基づいた介護計画が作成され、利用者の希望を反映した、保険・医療・福祉サービスが総合的に受けられます。

そして、本人の能力に応じて自立した生活ができるよう、大きく分けて「在宅サービス」と「施設サービス」の二つのサービスが提

供されます。その詳しい内容は左の表のとおりです。これらのサービスを、自分の介護の必要に合わせて、様々な組み合わせで利用することが出来ます。

介護保険制度についての  
お問い合わせは

福祉事務所

介護保険制度導入準備担当  
☎49-3111 (内線402)



## 調査への

## 協力をお願いします

市では「介護保険制度需要調査」を実施しています。この調査は、介護保険の対象となる高齢者が介護サービスをどれだけ希望しているかを把握するもので、市の介護保険事業の計画を作るうえでの基礎となります。すでに調査票が届いているかたは、期限までに回答ください。お願いします。